

技術提案書等作成要領

1 提出書類

堺市女性の求職喚起及び女性就労モデル事業運営業務（以下「本業務」という。）の入札に関して、以下のとおり技術提案書等を提出すること。

(1) 技術提案書（紙媒体） 正本1部、副本6部

2 記載事項

本業務の仕様書の内容を踏まえ、以下の事項についてその順序に従い技術提案書に記載すること。

また、意味が多義・曖昧で共通認識がとりにくい表現は避け、具体的に何を行うのかを明確にすること。（共通認識がとりにくい表現の例 ○○づくり：まちづくり、健康づくり、賑わいづくり、空間づくり等）

	提案項目	提案を求める具体的な内容
1	業務に対する考え方	業務の趣旨や目的を踏まえ、業務計画、目標達成に向けた業務の進め方やスケジュールを記載すること。
2	組織体制・人員配置	・担当部門の実施体制、業務責任者及び従事者の有する資格、人員確保計画、社内のバックアップ体制について記載すること。 ・これまでの実績、特に、令和2年4月1日以降に就職支援に関する公的機関（国または地方公共団体及びそれらの組織が運営する機関）での業務実績がある場合は、当該実績の発注者の名称、業務内容、契約金額、成果、実績等を記載すること。
3	女性の求職喚起業務	・イベントの内容及び、子育て中の女性が参加しやすいような工夫や潜在求職者の求職喚起をするための手法について記載すること。 ・仕様書で示す1回を除く回のイベントについては、開催場所とその場所の選定理由について記載すること。 ・イベント全体またはそれぞれのイベントについての広報手法について具体的に記載すること。 ・アンケートについて、女性の就職に対するニーズを収集できるような具体的な内容について記載すること。
4	女性就労モデル事業運営	・記事作成を行う企業の選定について、選定候補とする企業の女性の雇用推進の取組事例やエピソードを企業名は伏せた上で記載すること。 ・記事の内容に関し、潜在求職者が企業に興味を持ち、また、本事業に参加していない企業が参考にできるような記事作成の為の工夫（取材方法、体制等）について記載すること。また、記事にする項目等（企業取材時にヒアリングする内容や着眼点、その意図等）を記載すること。 ・記事の周知方法として、利用するSNS、掲載方法、そのSNSの平均レビュー数について記載すること。

		・交流会について、会場の候補とその会での雇用の成立に結びつくような工夫について記載すること。
5	他の就職支援サービスとの連携業務	さかい JOB ステーション、キャリアナビさかい、他の就労支援機関、本市の他事業との連携について記載すること。また、女性の就職全般に関する情報発信について、発信方法について記載すること。SNS 等を活用する場合には、対象者数（登録者数等）について記載すること。
6	自由提案	事業効果を高める新規や独自の提案について記載すること。

3 作成方法

- (1) 正本（1部）の表紙については、「本業務（前記の業務名を記載）技術提案書」、宛名は「堺市長」と記載すること。

商号又は名称、所在地、代表者職氏名（本市業者登録時に本店以外の契約先を設定している場合は、契約先の商号又は名称（支店、営業所等）、所在地、受任者職氏名）、担当者名、担当者連絡先を記載すること。

- (2) 副本の表紙については、「本業務（前記の業務名を記載）技術提案書」、宛名は「堺市長」と記載するのみで、社名等の記載を一切行わないこと。

【留意事項】

- (1) A4判（縦横は自由）を使用し、両面とすること（図面等など一部A3判も可）。
- (2) 日本語、日本円で表記すること。
- (3) 図面等を除き、文字の大きさは10.5ポイント以上とし、左右に20mm程度の余白を設定すること。
- (4) 表紙、目次、補足資料等を除き、ページ番号を付し20ページ程度に収めること。
- (5) 提案内容が理解しやすいよう簡潔かつわかりやすい表現で記載すること。また、提案内容の考え方や根拠、理由等を具体的に記載すること。
- (6) 理解しづらい用語や専門用語には脚注を付記すること。
- (7) 本市が提示した仕様書の全面コピーや「仕様書のとおり」といった記載に終始しないこと。このような提案については、評価が大幅に低くなる場合がある。
- (8) 提案された内容は契約内容の一部となるため、実現性が低い提案は行わないこと。
- (9) 副本には、提案者が判別できるような記載、表現、ロゴ及び用紙などは一切使用しないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認した上で提出すること。

4 その他

- (1) 提出された技術提案書等の修正、差替え又は追加資料等の提出はできない（ただし、本市の指示によるものを除く。）。なお、提出された書類は入札結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。
- (2) 提出された技術提案書等は審査に必要な範囲内で複製する場合がある。